

阿見町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 20 年 8 月 22 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 16 条第 2 項の規程に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第 2 条 委員の報酬は支給しないものとする。ただし、費用弁償については別表のとおり支給するものとする。なお、国、公安委員会及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員については、これを支給しない。

(旅費)

第 3 条 協議会の委員が、協議会の職務を行うために阿見町以外の区域に出張するときの旅費の支給は、阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年阿見町条例第 58 号)の例による。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条）

支給区分	範囲	費用弁償額
日額	阿見町内	1,000円
	阿見町外	2,000円